

第16回長浜市歴史まちづくり協議会 要点録

○日 時 令和2年2月14日（金）13:30～15:00

○場 所 長浜市役所 2階 2-A会議室

○出席者 奥貫隆、中島誠一、小川敬子、竹村光雄、中村妃都美、饗庭啓良、松居雅人、
栢割敏夫、下司一文（敬称略）

○欠席者 大場修、吉見静子、岡絵理子、澤本尚人、辻野恒一（敬称略）

○傍聴人 0人

- 配布資料
- ・次第
 - ・資料1：長浜市歴史的風致維持向上計画 最終評価
 - ・資料2：長浜市歴史的風致維持向上計画（第2期）素案 風致整理表
 - ・参考資料1：長浜市歴史まちづくり協議会委員名簿
 - ・参考資料2：長浜市歴史まちづくり協議会規則
 - ・参考資料3：長浜市情報公開条例及び附属機関等の会議の公開等に関する要綱
 - ・長浜市歴史的風致維持向上計画（概要版）
 - ・長浜市所在指定文化財一覧表
- ※事前送付資料
- ・長浜市歴史的風致維持向上計画（第2期）案の策定について
 - ・長浜市歴史的風致維持向上計画（第2期）素案

○会議録

1 あいさつ

- ・歴史遺産課 山岡課長（省略）

2 【審議事項】

（1）長浜市歴史的風致維持向上計画の最終評価について

（事務局）

- ・資料1、長浜市歴史的風致維持向上計画（概要版）に基づき説明

（会長）

- ・計画の最終評価について何か意見等あればお願いします。

（委員）

- ・様式の関係で内容がコンパクトにまとめられており、内容がわかりやすい。3ページの自己評価で、住民の意識が高まったと記載されているが、どれだけ高まったのかこの文面ではわからないが、別のシートを読むと理解できる。また、19ページの市民満足度調査の結果は興味深い数値が出ている。

(委員)

- ・本計画を策定している県内の市町は、彦根市と長浜市だけか。

(事務局)

- ・県内では2市のみである。

(委員)

- ・長浜市にはどれだけの文化財があるのか。また、県内で一番多いのはどの市町か。

(事務局)

- ・県内では、大津市が一番多い。なお、長浜市には453件の指定文化財等がある。

(委員)

- ・長浜市は、歴史的なまちなみが多く残り、多くの観光客が来訪している。歴史的な景観整備をしていることが本計画をみるとよくわかる。

(会長)

- ・本計画に掲載できる指定文化財等の条件はどうなっているのか。

(事務局)

- ・歴史的建造物とは、建築後50年以上経過していることが墨書や記録文書等により明確な建造物を指しており、仏像や美術工芸品は対象とならない。また、まつりや観音信仰、野神信仰などの祭礼行事・無形民俗の対象は、まつり自体が対象とはならない。このため、収蔵庫である土蔵や観音堂等の建築物、野神においては、樹木ではなく、石碑などの構造物を対象としている。このほか、国指定の史跡名勝と重要伝統的建造物群保存地区も対象となる。重点区域の設定には、核となる国指定文化財が1件以上必要であるため、第1期計画の重点区域では、重要文化財大通寺本堂を核として設定している。

(委員)

- ・長浜市は歴史遺産課が設置されているが、他市ではこのような部署があるのか。

(事務局)

- ・県内の文化財行政担当課は、名称を文化財保護課としているところが多い。市長部局で文化財行政を担当しているのは、彦根市と長浜市のみである。滋賀県は、次年度から文化財行政が知事部局に移管される予定である。

(委員)

- ・指定文化財一覧の着色部分は何を指しているのか。

(事務局)

- ・この資料は、第2期計画用の資料であり、着色部分は、第2期計画で重点区域に指定する予定の市街地区域と木之本区域内にある指定文化財等を指している。

(会長)

- ・このほかに、ご質問・ご意見等はないか。
- ・では、次第の(2)長浜市歴史的風致維持向上計画(第2期)の素案について事務局から説明をお願いします。

(2) 長浜市歴史的風致維持向上計画(第2期)の素案について

(事務局)

- ・長浜市歴史的風致維持向上計画(第2期)案の策定について、長浜市歴史的風致維持向上計画(第2期)素案、資料2に基づき説明

(委員)

- ・ 前回の第1期計画策定時と大きく変更された点が、歴史的風致は明確に歴史的建造物とそれに付随する文化を挙げるようになった点である。長浜市のように建造物と文化が両方揃った自治体は良いが、どちらか片方しかない自治体は計画を策定できなくなった。ただし、野神信仰の項目のように矛盾点も出てくる。野神の石柱は、基本的に野神が枯れた時に建てる。石柱の建立日よりもっと昔から野神信仰は行われているのに、この計画では石碑の建立日を重視する形になり、風致の成立年代とは矛盾が生じる。このように細かい指示が国から出ているのか。

(事務局)

- ・ 国からは、伝承のみでなく、石柱や資料・文献で残っていることが必須であると言われている。

(委員)

- ・ オコナイにおいても、杉野中のオコナイは歴史的建造物で執り行われるから認めるということか。

(事務局)

- ・ 風致の整理上はそうなるが、オコナイは市内各地で執り行われており、あくまで代表例として、3箇所以上挙げるように指示され、川道や杉野中、馬上のオコナイを取り上げている。

(会長)

- ・ 第2期計画の策定にあたっては、第1期計画で取り上げた歴史的風致についても現在の要件に該当するか整理し、客観的資料により証明できることが必要である。
- ・ いずれの歴史的風致が、どの要件で成立しているか整理したものがあればわかりやすい。

(事務局)

- ・ 了解した。歴史的風致の成立要件と8つの歴史的風致の成立内容をまとめる。
- ・ 170 ページには、地域の民俗行事の歴史的風致を挙げているが、オコナイや野神信仰、地蔵盆が市内各地で行われている。その代表例として、杉野や川道のオコナイを挙げており、歴史的風致の範囲を市内全体としている。

(会長)

- ・ 非常に多くの歴史的資源があることは、長浜市の誇りであり、他の自治体にはない特色である。
- ・ 歴史的風致維持向上計画は、2つの側面がある。1つは、歴史的な資源をまちづくりに活用していくための土台となる計画であり、市内にある歴史的建造物や文化、伝承されてきた地域の活動などをリストアップし、濃密に集積している区域として指定すること。これに基づき、官民一体となって歴史的資源を活用したまちづくりを進める意識を共有することが大切である。
- ・ もう1つは、本計画で重点区域に指定した区域において、市が実施する歴史的景観に関連する事業、例えば保存修景、街並み整備、道路、公園整備、保存伝承などについて、補助の採択や補助率のアップなどの面で有利になることが挙げられる。
- ・ 第6章で掲載している事業は、今後増やしていけるのか。

(事務局)

- ・ お見込みのとおり、第1期計画では、途中で中止となった事業を計画から削除することが不可能であったため、現段階で実施している事業、もしくは今後5年間で確実に事業実施が見込まれる事業のみ掲載している。今後、事業化が見込まれる歴史的風致に寄与

する事業が出てきた場合は、随時計画変更で掲載する予定である。

(会長)

- ・現時点でそのような可能性のある事業はあるのか。

(委員)

- ・市街地区域で行われる道路整備事業や豊公園の再整備事業が該当すると思われる。

(委員)

- ・木之本宿区域での道路整備計画があり、地元住民と協議中なので、重点区域になれば歴史的なまちなみに合った道路整備を進めることになる。
- ・ファサード整備などについても地元住民と協議を重ねていかなければならない。

(会長)

- ・木之本宿区域については、既に景観審議会で景観形成重点区域に指定しており、歴史まちづくりが追随した形となったが、今後の歴史まちづくりに期待したい。

(委員)

- ・8つの歴史的風致に分類されない明治期の建造物である旧長浜駅舎本屋と慶雲館など、近代化遺産をどこかに入れられないか。また、本市と敦賀市、南越前町が連携し、鉄道遺産として推進しており、核となる施設なので検討してほしい。

(事務局)

- ・了解した。どこかの歴史的風致に入れられないか検討し、国と協議する。

(委員)

- ・本計画と直接関係ないが、ながはま御坊表参道とゆう壺番街の付近についてだが、この付近は防火区域に指定されており、防火区域内での建築物の新築や用途について、制限が厳しい。この区域は本計画の重点区域内であり、景観形成重点区域でもあるが、防火区域内では歴史的な景観を整備し、活用することが困難な状況である。できれば防火区域をはずして欲しい。

(委員)

- ・大通寺の防火対策として、この付近の防火区域を設定している。防火区域の除外は厳しいと思われるが、設定の経緯やまちの現状等を研究し、議論は行っていきたい。

(会長)

- ・他に意見、質問はないか。それでは、審議事項を終了する。

3 閉会あいさつ

- ・歴史遺産課 山岡課長（省略）